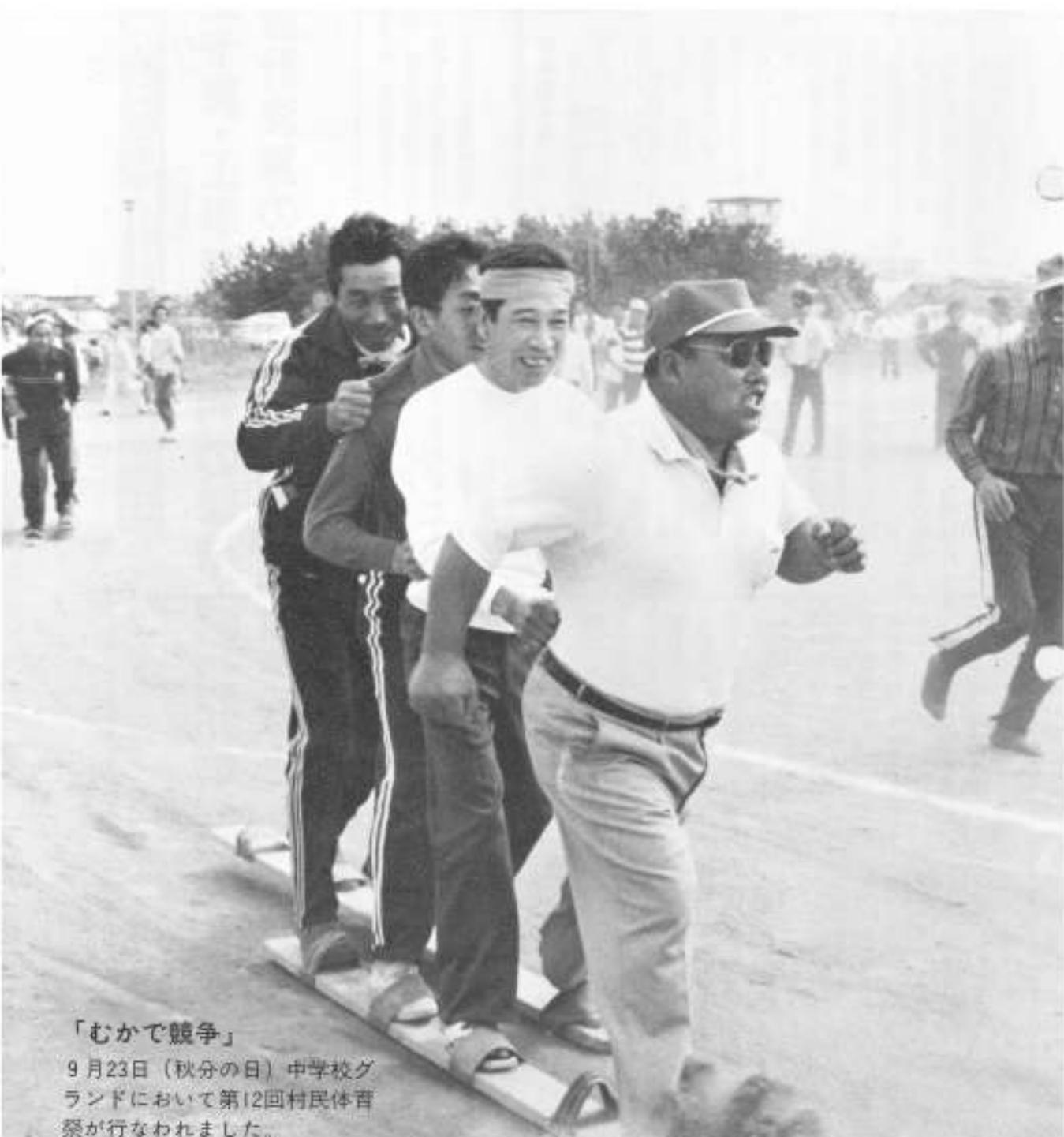


'81

No. 147号

10月



「むかで競争」

9月23日（秋分の日）中学校グラン
ドにおいて第12回村民体育
祭が行なわれました。



議会風景

発議第1号

行政改革の推進に関する要望について

行政改革の推進について、次のとおり意見書を提出することとした。

行政改革の推進に関する意見書

地方を通じる行政改革を推進することは、当面最大の国民的課題であるが、この行政改革の実現のためには、すでに地方制度調査会等の答申や意見でも何回も指摘されているように、地方分権の推進を図りつつ、国・地方を通じた行政の簡素効率化を実現することが何よりも肝要である。

しかし、政府の当面の行政改革方針においては、国の財政再建方策を重点的にとりあげただけで、本來の行政改革は甚だ不十分である。

よって政府は、今後、地方を通じる行政改革の基本問題を検討するに当たっては、左記諸事項について特段の配慮を加え、地方を通じる真の行政改革を推進されるよう、強く要望するものである。

記

議案提出者

黄成者

西谷正昭

垣厚生大臣

官、大蔵大臣、自民大

佐藤友一

内閣総理大臣、内閣官房長官、行政管理庁長官

昭和55年度一般会計決算を認定

市町村間の行政事務と財源の再配分を行うこと。

二、國の機関委任事務の整理縮少、許認可工事の整理合理化、國の地方出先機関の整理統合等を積極的に推進し、行政の簡素効率化を図ること。

三、地方公共団体の自主性、自律性の強化のため、国庫補助金等の抜本的整理合理化及び常陸補助金等の一般財源への賛替等を推進すること。

認定第2号**認定第3号****認定第4号****認定第1号**

市町村間の行政事務と財源の再配分を行うこと。

昭和55年度一般会計歳入歳出決算認定について

認定第1号**認定第2号****認定第3号****認定第4号****認定第1号**

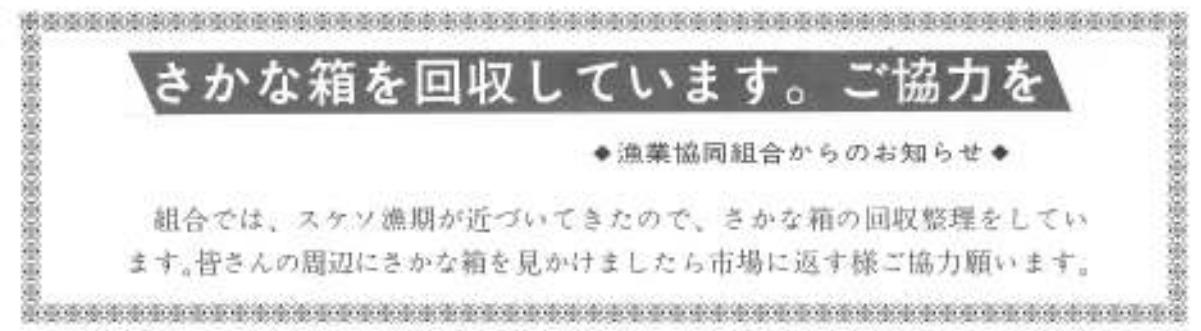
昭和55年度一般会計歳入歳出決算認定について

認定第1号**認定第2号****認定第3号****認定第4号**

さかな箱を回収しています。ご協力を

●漁業協同組合からのお知らせ●

組合では、スケソ漁期が近づいてきたので、さかな箱の回収整理をしていきます。皆さんのお手にさかな箱を見かけましたら市場に返す様ご協力願います。



村長の行政報告

9月定例村議会において、議案審議に先立ち、村長の行政報告がありました。報告は、6月定例会（6月22日）以降、9月20日までの分であり、その内容は、一般的事項と、特記事項に分かれ、特記事項の内容は、台風12・13・14号による裏状況（総額二億一〇五八万円）、工事入札状況、公共事業の発注状況（省略）、鹿部本別内港の整備進捗状況（省略）、山村振興地域選定計画内容、消防關係、くわしくは次のとおりです。



行政報告をする川村村長

一般的事項

○6月23日

渡島総合開発期成会札幌での陳情

同東京での陳情
内容 昭和57年度重点開発事業として

(1)幹線道路網の整備促進

(2)港湾の整備促進

(3)面積空港の整備促進

(4)青函トンネルの早期完成及び北海道新幹線鉄道の建設促進

○7月3日

渡島総合開発期成会札幌での陳情

内閣開発庁長官来函での陳情
内容 昭和57年度重点開発事業として

(1)幹線道路網の整備促進

(2)港湾の整備促進

(3)面積空港の整備促進

○7月14日

鹿部漁業協同組合56年度通常総会

55年度生産高
三〇億九〇九三万五千円

○7月17日

任期満了による農業委員会委員選挙

(54年度)
(二二億七二七〇万九千円)

○7月27日

内町村の合同陳情

人立候補者のため無投票選挙となりた。

○8月5日

長期療養者及び生保家庭等に夏期見舞金を贈呈

対象者

○8月15日

施設入所者

長期療養
二六人

○8月20日

昭和56度成人式挙行

内閣開発庁長官来函に当り、管

○9月15日

来函に当り、合同陳情

内閣開発庁長官来函に当り、管

○9月20日

第33回全国漁港大会（神戸市）出席

内閣開発庁長官来函に当り、管

○9月28日

地元医療問題協議会発足

内閣開発庁長官来函に当り、管

○10月1日

第一次医療園として各町村

毎にその地域の総合的な保健

○10月4日

鹿部村山村広場設置委員会発足

内閣開発庁長官来函に当り、管

○10月10日

第一次医療園として各町村

毎にその地域の総合的な保健

○10月15日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○10月20日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○10月25日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○10月30日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○11月1日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○11月6日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○11月11日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○11月16日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○11月21日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○11月26日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○11月30日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○12月1日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○12月6日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○12月11日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○12月16日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○12月21日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○12月26日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○12月31日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○1月1日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○1月6日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○1月11日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○1月16日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○1月21日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○1月26日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○1月31日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○2月1日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○2月6日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○2月11日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○2月16日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○2月21日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○2月26日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○2月31日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○3月1日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○3月6日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○3月11日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○3月16日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○3月21日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○3月26日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○3月31日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○4月1日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○4月6日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○4月11日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○4月16日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○4月21日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○4月26日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○4月31日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○5月1日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○5月6日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○5月11日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○5月16日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○5月21日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○5月26日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○5月31日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○6月1日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○6月6日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○6月11日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○6月16日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○6月21日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○6月26日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○6月31日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○7月1日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○7月6日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○7月11日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○7月16日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○7月21日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○7月26日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○7月31日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○8月1日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○8月6日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○8月11日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○8月16日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○8月21日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○8月26日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○8月31日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○9月1日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○9月6日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○9月11日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○9月16日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○9月21日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○9月26日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○9月31日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○10月1日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○10月6日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○10月11日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○10月16日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○10月21日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○10月26日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○10月31日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○11月1日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○11月6日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○11月11日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○11月16日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○11月21日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○11月26日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○11月31日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○12月1日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○12月6日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○12月11日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○12月16日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○12月21日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○12月26日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○12月31日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○1月1日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○1月6日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○1月11日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○1月16日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○1月21日

内閣開発庁長官来函に当り、管

○1月26日

</div

庄 輝 し か べ



鐵道記念日 10月14日



腰子力の日 10月25日

7月13日
消防團夏季演習舉行 囘長
以下99名參加



おじいさん、おばあさん いつまでもお元気で

昭和56年度敬老会行なわれる。

昭和56年度鹿部村敬老会は、9月15日(敬老の日)午後一時から中央公民館大ホールで開かれ、一二三人のおとしよりの方が出席され盛大に行なわれました。

おじいさん、おばあさんいつまでもお元気で。

老人福祉バスと、函館バスが中央公民館前につくと、おじいさん、おばあさんたちは、ニコニコ顔でバスから降り、公民館に入り受付で自分の名前をつけてから会場の大ホールに入れます。大ホールには、ビル、酒、ジースト等の飲食物や、折詰めがテーブルの上にならべられてあります。席に座ります。

今年の敬老会への招待者は、今年中に七〇才以上になる方(明治四四年一二月三一日以前出生した人)三〇六人でした。出席された方は、一二二人でした。

午後一時いまいよ開式です。

まず最初に長寿祝品と、米寿祝品が贈呈されました。



昭和56年度建設 公営住宅入居者募集

昭和56年度で建設の公営住宅の入居者を次のよう募集しておりますので、希望者は現場企画賃貸課まで申込下さい。

一、募集住宅

ハマナス団地(二種3DK)

四三 太古团地

(二種3DK)
四四
申込期間

56・10・1～56・10・15まで

五、応募の方法
現場企画賃貸課に申し込み用紙がありますので記入の上提出下さい。

六、入居資格

(1)現に同居し、又は同居しようとする親族のあること。

(2)政令で定める基準の収入があるもの。

(3)現に住宅に困窮しているもの。

四、家賃
一ヶ月 1300円(予定)

五、入居予定期日 56・11・10

六、入居資格
(1)現に同居し、又は同居しようとする親族のあること。

(2)政令で定める基準の収入があるもの。

(3)現に住宅に困窮しているもの。

その他詳しいことは現場企

画課までお問い合わせ下さい。

鹿部村において90才以上の方は、

もあり、これ又拍手かざいを浴びておきました。

楽しく過した一時にもピリオドが打たれ散会となりました。おじいさん、おばあさんの顔には、よろこびがあふれ、会場を去る時は「どうもありがとうございました」とお礼を書いて帰っていました。

中には、いつしょに通り出する人

となりの人と互いにビールや酒をつきながら昔話に興じている人、大声で笑う人、

そうしているうちに余興が始まりました。鹿部農業会の踊りや、民謡愛好会の民謡には、大変よろこんで拍手を送っていました。

おじいさん、おばあさんいつまでもお元気で頑張って下さい。

人生に定年はないのですから。

生活改善を進めよう

生活改善の推進

—みんなが守って豊かな生活—
経済の高度成長による持続した実績。派手になった送婚習俗を合理化・簡素化し、ムリとミニマムとムダのない生活にするため、みんなの協力で実現しましょう。



お礼ハガキと商品券

内祝・入学祝・全快祝などの礼状ハガキ及び商品券は公民館(消防・商工会は取扱所)にありますので利用下さい。なおハガキは無料ですが商品券は1枚500円です。
※商品券は村内商店及び浜祖購買部の利用です。



◎各種会議には

- ・時刻の厳守
- ・さそい合ひ
- ・欠席・遅刻の連絡

鹿部村新生活運動推進協議会

事務局 公民館 47-3124

出産祝	・3,000円以内とし、お返し廃止 礼状ハガキ又は商品券を出すこと。
入学祝	・3,000円以内とし、お返し廃止 礼状ハガキ又は商品券を出すこと。
病気見舞	・3,000円以内とし、全快祝は廃止 礼状ハガキ又は商品券を出すこと。
中元・歳暮	・廃止する。
結婚祝賀会	・金額 5,000円以内とし、参加者をなるべく絶少限にする。 ・引物は廃止する。
葬儀	・香典 2,000円以内 (複数は除く) ・香典返しは廃止。礼状ハガキ。 ・供花・供物は簡潔のみとする。 種はなるべく現金で。



(協力団体)

- ・町内会連合会
- ・漁業協同組合
- ・商工会议所
- ・地区労働委員会
- ・青年団体協議会
- ・婦人団体連絡協議会



おこづね下さい。
(農業委員会)

農地の転用に注意を!

農地等(畠地・採草放牧地)は自分の所有地だからといって、自由に植林したり、海面干場にしたり、又は家を建たりしている方を見つめますが、これらは関係機関等の許可が必要です。許可を受けずに転用すると、農地法違反で罰則の適用を受けますので、次のこと預意して下さい。

一、一般的売買は農地法第三条の許可が必要です。

二、自己所有の農地を農地以外の宅地や山林に転用する場合は、農地法第四条の許可が必要です。

三、自己所有の農地を農地以外の宅地又は山林に転用して売買する場合は、農地法第五条の許可が必要です。

くわしいことは、農業委員会に

おこづね下さい。

楽しかつた秋の一日

—第12回村民体育祭—

8月23日（秋分の日）に、第12回村民体育祭が行なわれました。各町内会が、8チームに分かれ、広くなつた中学校グランドで熱戦をくりひろげ、老若男女、鹿部村民が一体となつて和氣相々のうちに秋の日の一日をすごしました。

午前6時、秋の澄みきつた朝の空に体育祭の実行を知らせる花火が上がりました。

手に手に、重そうにお母さんが腕によりをかけて作つたこちそりを下げ、運動ぐつにジャージ姿の家族がぞくぞく集まり競技開始の午前9時ともなると会場はいよいよとなりました。

花火が競技の開始を告げます。

女子中学生のプラカードを先頭に、町内会旗をもつて、まるでオリンピックの入場を思わせる堂々とした入場行進です。

白眉に満ちた顔、心配そうな顔、ちょっとはずかしそうな顔、と選手団の表情はさまざまです。

選手団が整列し、9時20分開会が告げられました。

大會長（川村村長）のあいさつ、船橋議会議長の激励のことばのあと、選手を代表して小島啓祝さんが、卓々とした選手宣誓を行ないました。

大会気分は、一層盛り上ります。

開会式が終り、みんなでラジオ体操を行ない、いよいよ競技の開始です。プログラムには、アイディアいっぱいの種目があり、どれも楽しそうなものばかりです。

健脚走では、ゴールに着くなりハーハー、ゼーゼー、とふだんの運動不足が表われますが、勝つても負けてもすがすがしい表情です。

「昔は、もう少し早かつたかなあ」。これでも中学生時代は、選手だったんだか？」と胸中は、しかし如何せん足が言うことを聞いてくれませんでした。

「あやつり人形」では、手と足をテープでつないで走りますが、その不自由なこと、不自由なこと。

「そりと歩ろう」では、お母さん方が、「まだおお上品さ(?)をだして、なかなか進まず、お父さんや、子供さんから大声援が送られました。

「むかで競争」は、いつの大会でも人気種目です。走る前は「右からライチ、ニイ」、「セーノで左」と打合せはいいのですが、いざ、出走となると打合せた事はどうへ

やら、下駄をはいたままなかなか走り出さないチーム、途中までは順調でも足がそろわず倒れるチーム、と会場の爆笑と、声援を受けました。

「鹿部競輪」では、昔あそんだ洋服車の輪回わしをしましたが、なかなか想つようには回わりませんでした。

秋の陽ざしをいっぱいにあび、額に汗してみんな一体となつて頑張りました。

これから村づくりにも、村民が一体となつて体育祭のように一丸協力し、みんなの力でよりよい郷土の建設と、鹿部村発展のため頑張りたいものだと意を強めました。



力強い選手宣誓



「入れるより、飲む方がいいネ」

「二りや、歩きにくい」



↑「真険な応援です」



↑「ハイ、たのむわよ」

●「さわやか、カップル」



↓「写真判定」



「ポールさん、どこへ行くの？」



←
「それ引け、やれ引け！」
「ムカデも二らんのとおり」



↑
「昔のようにはいかないナ！」
↓
「ふだんのとおりにすればいいのよネ」



あなたの世帯の医療費は 今月はこれだけです。

一 医療費の通知制度スタート

国民健康保険制度について、お知らせしています。市町村では、8月から各世帯の医療費の通知をしています。これは、皆さんにお医者さんに

かかった時に総医療費の3割を支払っておりますが、残りの7割は市町村が病院に支払っており、この額をみなさんに知っていただき、医療費の節約を図らうというものです。

ちなみに1ヶ月分は、皆さん方が支払った額は、九一七万九千円、村の支い分が二二〇八一万三千円です。しかしこれから冬にかけては、カゼのため夏場よりも三〇〇万円～五〇〇万円が多く支払われます。

ふだんから体には、十分に注意をし、あなたの世帯の医療費をよく確認し、むだな医療費をなくしましょう。

区分	件数	平均費用	被扶養者数(人)	備考
入院	件	円	人	
外来				
歯科				
調剤				
音響				

高齢医療費 (被扶養者の額口2割) 自己負担額約1ヶ月3万 9千円(年間約10万 5千円)としめ	円
--	---

被扶養費の負担割合



◎他の親子等でなやみのある方は保育園へ見極めに御相談下さい。

- ◎気をつけよう、ひだりな医療費みんなの責務。
- ◎検診はだいたい健診しましょう。
- ◎検査後は必ず診断内に納めましょう。

痛みなどに心掛けましょう。

このとき、かいたり、こすったりすると、目に見えないほど

のかすり傷ができる。黄色アトウ

球菌などの感染が起こることがあります。

眼鏡をつめた仕事やテレビの見すぎ、寝不足、酒の飲みすぎなどで目が疲れます。

「ぱくりゅうしゅ」といって、比較的かかりやすい目の病気ですが、これは疲労とも大いに関係があります。

まぶたにズボンとはれ

がく目を酷使する現代生活です

が、「目が疲れたら、遠くの緑



を眺めたりして目を休め、疲れをとるようになります。

また、かゆくなつても目は絶対にこすらないようにし、がまん

がはれるうつとうしきは、

なんとも不愉快なもので

に回復しますが、まぶた

がはれるうつとうしきは、

みでうつとうしいものもらいとなるわけです。

抗生素質の点眼や内服で簡単

な目を治すことができます。

家庭の医療

目の疲れが原因

病院で検査してもらいましょう。

ものもらいが繰り返

してあるときは、糖尿病などの疑いもあります。

子防法としては、「目を疲れさせない」とことです。また、かゆくなつても目は絶対にこすらないようにし、がまん

できないときは、まぶたを冷やすか、目を洗つてみましょう。

ものもらいが繰り返

してあるときは、糖尿病などの疑いもあります。

十一歳の少年と養子縁組をしたいが、その手続きは……

(問) 十一歳の少年を養子に迎えたいと思っているので

すが、養子縁組をするときの要件や手続きを教えてください。

(答) 後繼者とするため、労働力を補うためなど、「養子縁組」は、古くからさまざまな目的で行われてきました。しかし、第一次世界大戦前後からは、戦争孤児の出現などによって、親のない子のための養子制度という考え方

方が一般的になっています。

さて、民法によりますと養子縁組は、養親および養子になろうとする人が、お互いに縁組の合意をし、市区町村長に届け出ることによって成立します。届け出が受理されるには、次の要

件や手続を教えてください。



暮らしの中の法律相談

— 8 —

法定代理人の承諾と家庭裁判所の許可が必要

自分よりも前の世代に属する人)、または、年長者でないこと。

▽後見人(親権者のいない未成年者や禁治産者を保護・監督し、これらの人のために法律行為を代わって行う人)が、自分が後見している人を養子にするときには家庭裁判所の許可を得ること。

▽配偶者(配偶者のいない未成年者や禁治産者を保護・監督し、これらの人のために法律行為を代わって行う人)が、自分が後見している人を養子にするときには家庭裁判所の許可を得ること。

▽配偶者のいる人は、その配偶者と共に縁組をするこ

件を満たしていなければなりません。

▽養親になる人が、成年に達していること。ただし、未成年者でも結婚していれば、成年者とみなされ、養親になることができます。

▽養子になる人が、養親になる人の尊属(直系のうち、父母・祖父母・おじ・おばなど)は妻いすれか一方だけで縁組ができます。

▽未成年者を養子にするときは、家庭裁判所の許可を得ること。ただし、自分の、または配偶者の直系卑属などを養子にする場合を除きます。また、十五歳未満のときは、家庭裁判所の許可に加えて、その子の法定代理人(親権者・後見人)の承諾が必要です。

▽養子になる人が十五歳未満のときは、家庭裁判所の許可を得る必要があります。

この質問の場合には、養子になる人が十一歳ということですから、法定代理人の承諾と家庭裁判所の許可を得る必要があります。また、あなたが結婚されている場合は、夫婦双方が養親となつて届け出なければなりません。

巡回出張は、区役所・市町村役場に備え付けてあります。詳しいことは、窓口でお尋ねください。

ただし、夫婦の一方が、他の一方の子を養子とする場合に、夫が、妻の先夫との子を養子にするときなどは、夫また妻いすれか一方だけで縁組ができます。

▽未成年者を養子にするときは、家庭裁判所の許可を得ること。ただし、自分の、または配偶者の直系卑属などを養子にする場合を除きます。また、十五歳未満のときは、家庭裁判所の許可に加えて、その子の法定代理人(親権者・後見人)の承諾が必要です。

たしかに、いまの子供たちには、もつたないと思ふ気持ちが欠けます。持ち物を最後まで使わずに、跑きるとすぐに新しい物に替えたがります。

この質問の場合には、養子になる人が十一歳ということですから、法定代理人の承諾と家庭裁判所の許可を得る必要があります。また、あなたが結婚されている場合は、夫婦双方が養親となつて届け出なければなりません。

巡回出張は、区役所・市町村役場に備え付けてあります。詳しいことは、窓口でお尋ねください。

**母と子の
話題**

— 8 —

物を大切にする心

代用できない物で養う

よくに学用品など、学校で使うものについては、なくしてもまた買つてもらえるせいか、大切に使おうといふ気持ちが薄いようです。

これがエスカレートして、なくしたら買ってもらえる、(たとえば親の手づくりの品)を与えるなどして、物の大切さを理解させるのも一つの方法です。

親にしてみれば、せめて学用品くらいは不自由させたくない、と思うのですが、必要もないのに買いたいことは、子供に甘えやせいたく心を植えつけることになります。

親にしてみれば、物の大切さを教えるとともに、欲しがつてもいい物を与えない——こうした配慮も時には必要です。

また、なくしてもすぐ同じ品物を手に入れられることが、物を粗末にする原因とも考えられます。与える品物についても、代わりがない、他の物で代用できないもの、

だからなくしてしまおう——こんな心理が働き、学校で落としているとしたら恐ろしい

ほのほの家族

著 イ田公彦



(宇喜多 一主場)

問 私には、三人の子供が
おりますが、このころは、
大半もかからなくなつ
たので、スポーツクラブ
か、文化サークルに参加
したいと思ひますのでど
のようにものが現在行な
われているかお知らせ下
さい。

ここが
聞きたい

- 6 -

答

次のクラブ、サークルがありま
すが、加入する時は、代表者へ申
し込み下さい。

スポーツクラブ

野球クラブ

テニスクラブ

バーボンボールクラブ

ソフトボルグクラブ

バトミントンクラブ

卓球クラブ

写真サークル

西野サークル

写真爱好者会

演歌カラオケ爱好者会

音楽部(舞踊)

弓道部

田中村

民謡爱好者会

弓道部

弓道部

弓道部

弓道部

弓道部

弓道部

弓道部

弓道部

「交通安全対策に」と 30万円の寄附

9月20日、開幕自動車学校代表

鹿島牛氏が、「交通安全のため
に役立てて下さい」と30万円の寄
附をして下さいました。

村では、交通安全店や、看板等
にと横断中であり、有効に使わせ
ていただきたい。本当にありがとうございました。

□ 広報係から

◎シリーズで掲載していくました。
「わらの町内会」と「カメラア

イ」は、今月号は、休ませていた
ときました。

◎「ここが聞きたい」の質問を、
お待ちしております。

◎あて先 滋賀県企画監査課
「広報係」

戸籍の窓

昭和56年9月1日から
昭和56年9月30日まで

世帯と人口

(56・9・30現在)
()は前月比です。

世帯数	1,305世帯	(+1)
男	2,544人	(+4)
女	2,530人	(-1)
計	5,074人	(+3)

市本	松金	杉山	金	氏
渡村	川丸	本口	子	名
キ	タツエ	康一郎	修	名
ワ	タツエ	綾平	綾平	父
七三才	四五才	義清	保	父
宇喜多	宇喜多	茂美	彰	父
宇喜多	宇喜多	字本別	字本別	住所



おたんじょう
おめでとう

10月の救急病院

- | | | | | | |
|--------|-------|-----|-------|------------|------------|
| 10月4日 | ……笠 | 本 | 病 | 院(七飯町) | 0138657131 |
| 10月10日 | ……野 | 本 | 病 | 院(大野町) | 0138778140 |
| 10月11日 | ……遠 | 藤 | 病 | 院(大野町) | 0138652070 |
| 10月18日 | ……國立 | 第一 | 療養所 | (七飯町) | 0138652525 |
| 10月25日 | ……尚仁堂 | 診療所 | (大野町) | 0138778105 | |

— 診療時間は午前9時～午後4時 —